

基金型確定給付企業年金制度

## 繰下げ者のしおり

(年金開始時期まで繰下げをご選択された方のために)

# 大日本印刷企業年金基金

(平成 17 年 11 月作成:初版)

(平成 22 年 6 月 18 日改定)

## <目 次>

はじめに	1 ページ
1. 大日本印刷企業年金基金の給付について	2 ページ
2. 各諸手続きについて	3 ページ
(1) 住所または氏名を変更された時	
(2) 繰下げ者が死亡された時	
(3) 繰下げ期間中に一時金を選択される場合	
■ 各種手続き用書類	巻 末

## はじめに

あなたは、当基金の規約に定める給付について、年金支給開始年齢に達するまでの間、その支給を繰下げ、将来、年金の支給を受けることを選択されました。

この「繰下げ者のしおり」は、繰下げ期間中にお手続きいただきたい事項を記載していますので、よくお読みいただき、大切に保管してください。

なお、今後のご連絡、「しおり」に関するご質問につきましては、当基金へお問合せください。

### ●確定給付企業年金制度とは、

老後の生活を実りあるものとするために、母体企業(勤務されていた会社)とは別の法人格を持った企業年金基金(以下「基金」)を設立したうえで、基金において年金資産を運用・管理し、年金給付を行う企業年金制度です。

### 【照会先】

当冊子・年金制度等のご照会につきましては、当基金事務局までお問い合わせください。

〒162-8001

東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1

大日本印刷企業年金基金

事務局 TEL 03-6735-0980

FAX 03-3266-4695

### 【基金事務代行会社】

基金の事務の一部は、下記の専門機関に委託しています。

- ・第一生命保険株式会社  
東京都千代田区有楽町 1-13-1
- ・企業年金ビジネスサービス株式会社  
大阪府大阪府中央区今橋 3-1-7

## 1. 大日本印刷企業年金基金の給付について

退職金の一部を年金として選択された場合は、すべての方が60歳から年金を受けることができます。年金額および支給開始年月につきましては同封の「給付金裁定通知書」をご確認下さい。

なお、年金に代えて一時金を100%選択された場合は、年金支給はございません。

### 年金開始の手続きについて

年金支給開始年齢に達する約1ヵ月前に、当基金よりご自宅へ「年金受給開始手続きのご案内」をお送り致します。手続きには下記の書類をご提出していただくことになっております。

- ①「年金裁定請求書」(当基金より送付)
- ②生年月日を証する公的書類(住民票、戸籍抄本、運転免許証コピー等)

※万が一、60歳お誕生日を過ぎても案内が届かない場合は、お手数ですが基金宛お問合せください。

## 2. 繰下げ中の各諸手続きについて

### (1) 住所または、氏名を変更された時

すみやかに次の書類を当基金へご提出ください。

様式 B-7 繰下げ者諸変更届 (待期中)

### (2) 繰下げ者が死亡された時

繰下げ者が亡くなられた場合、次に掲げる遺族の方へ遺族給付金としてお支払することができます。その順位は以下のとおりです。なお、同順位の方が複数人いる場合は、そのうちお一人が代表してお手続きください。

- ・ 第1順位 配偶者
- ・ 第2順位 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ・ 第3順位 亡くなられた方の収入により生計維持のその他の親族

<提出書類>

様式 B-9 繰下げ者死亡届兼遺族一時金裁定請求書 (待期中)

- 添付書類
- ① 亡くなられたことを証明できる書類  
(死亡診断書または除籍謄本)
  - ② 亡くなられた方と請求者の身分関係および  
生計を明らかにできる書類  
(住民票または戸籍謄本および抄本)

※ 生計同一者がいない場合は、遺族給付金はお支払することができません。その場合はお手数ですが下記書類のみをお送りください。

様式 B-8 繰下げ者死亡届 (待期中)

### (3) 繰下げ中に一時金を選択される場合

繰下げを中止（一時金を選択）される場合は、次の書類を当基金へご提出ください。

様式 B-6 繰下げ者一時金裁定請求書（待期中）

※具体的な選択割合等については当基金宛お問合せください。